

令和8年度船橋市家事・育児支援サービス事業業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 業務の目的

本事業は、体調や感情面など様々な変化のある妊娠期から産後の時期を対象として実施している産後ケア事業を補完する事業として、妊産婦の家庭を訪問し、家事・育児支援を行う。これにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。なお、本事業は、児童福祉法の子育て世帯訪問支援事業に基づき、「船橋市子育て世帯訪問支援事業」として実施する。

2 事業概要

- (1) 業務名 船橋市家事・育児支援サービス事業
- (2) 業務場所 船橋市内全域
- (3) 業務内容 別紙「船橋市家事・育児支援サービス事業業務委託仕様書」による
- (4) 契約期間 令和8年3月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 家事・育児支援サービス派遣期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

当該業務は、育児等の相談内容や、家庭状況等個人情報を扱うため、コンプライアンス及びセキュリティの確保が必要な業務であり、価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない契約を結ぶ必要がある業務であることから、プロポーザル方式とする。

4 プロポーザル方式の方法及び理由

公告により参加事業者を広く募ることで、より適切な提案を受けることができるため、公募型プロポーザル方式を採用する。

5 スケジュール

| | |
|----------------------|------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年12月24日 |
| (2) 質問書の受付締切 | 令和8年1月9日 |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年1月14日 |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和8年1月19日 |
| (5) 参加資格要件確認結果通知 | 令和8年1月21日 |
| (6) 提案書等の提出締切 | 令和8年1月30日 |
| (7) 第1次（書類）審査の結果通知 | 令和8年2月10日 |
| (8) 第2次（プレゼンテーション）審査 | 令和8年2月18日 |
| (9) 評価結果通知 | 令和8年2月20日 |

※各実施日については、事務上の都合により変更できるものとする。

6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (2) 本市において業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

7 質問及び回答

(1) 質問方法

令和7年12月24日から令和8年1月9日午後3時までに、電子メールで質問書(第3号様式)を事務局あてに送付すること。

電子メール送付先：chiikhoken@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局(047-409-3274)に電話し、電子メールの到着の確認をすること。

※評価等に影響を及ぼすおそれがある質問(参加事業者数・参加事業者名・評価委員等)についての質問は受け付けない。

(2) 質問への回答

質問への回答は令和8年1月14日に市ホームページに掲載する。

8 参加申し込み方法

参加申込書類、申込方法は次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ①参加申込書(第1号様式)
- ②参加業者の概要が分かる書類(任意様式、パンフレット可)

(2) 提出方法

提出先 〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55 船橋市保健福祉センター2階

船橋市健康部地域保健課 担当者 本嶋、重松宛

①持参の場合 受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

②郵送の場合 特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること

(3) 提出期限

①持参の場合 令和8年1月19日午後3時まで

②郵送の場合 令和8年1月19日(必着)

(4) 参加申込の承認について

参加資格要件確認の結果は、令和8年1月21日に、参加資格要件確認結果通知書により通知する。

9 提案限度額

44,176,000円（本事業は第二種社会福祉事業のため消費税及び地方消費税は非課税とする。）

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※時間単価の上限単価は3,500円、下限単価は3,150円とする。

10 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、船橋市家事・育児支援サービス事業業務委託に係る評価委員会が、「船橋市家事・育児支援サービス事業業務委託事業者評価基準」に基づき、総合的に審査・評価し、業務に最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

11 提案書の提出

提案書類及び提出方法は次のとおりとする。

(1) 提出部数

提出部数は8部とする。（正本1部、副本7部）

(2) 提出書類作成上の留意事項

提案は1提案者につき、1案とすること。

使用する文字は、10.5 ポイント以上とする。

原則A4版とし、両面・片面印刷及びカラー・白黒は問わないが、表紙含め30ページ以内とする。

提出した書類の訂正・差替え・追加は認めない。

提出した書類は返却しない。

(3) 提出書類

次の書類を1冊に編冊し、8部提出すること。

①提案書表紙（第2号様式）

②目次（任意形式）

③提案書（任意形式）

※仕様書及び評価基準に基づいた構成とすること

④見積書（任意形式）

※ただし、委託事務費及び研修費について、人件費、通信費、事務所運営費、

広告宣伝費等項目及び金額の内訳が分かる様式とすること

⑤実績一覧（任意様式）※過去5年間に限る。様式は任意だが、契約先、契約期間、契約内容の概要は必ず記載すること。

(4) 提出方法

提出先 〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55 船橋市保健福祉センター2階

船橋市健康部地域保健課 担当者 本嶋、重松宛

- ①持参の場合 受付は土日祝日を除く午前9時から午後5時まで
- ②郵送の場合 特定記録郵便、書留等郵送記録が確認できる方法で郵送すること

(5) 提出期限

- ①持参の場合 令和8年1月30日午後3時まで
- ②郵送の場合 令和8年1月30日（必着）

1.2 第1次（書類）審査

別紙「船橋市家事・育児支援サービス事業業務委託事業者評価基準」により提案書等について書類審査を実施し、第2次審査の対象となる事業者を選定する。第2次審査に進むことができる提案者が4者以上ある場合は、順位づけ判定を行い上位3者のみが第2次審査に進む。

審査結果については、参加者全員に文書で通知する。また、第2次審査（プレゼンテーション）を実施する日時、場所については、第1次審査合格者に併せて通知する。なお、第1次審査終了時点においては、採点結果の公表には応じない。

1.3 第2次（プレゼンテーション）審査

提案者は提出した提案書のプレゼンテーションを実施すること。

説明資料の当日差替え、追加は認めない。

(1) 1者5名以内とする。

(2) 実施方法

プレゼンテーションは本業務を受託した際に担当する予定の者が行うこと。説明は事前に提出した提案書に基づき実施すること。自前のパソコンを、プロジェクターを介してスクリーンに投影して説明することができる。提案書をもとに作成した投影に使用する資料の事前提出は不要とする。

(3) 実施時間

1提案者あたりの持ち時間は60分以内とする。

持ち時間にはプレゼンテーション（30分程度）、ヒアリング（質疑応答）（20分程度）のほか、設営、撤去の時間を含める。

(4) 貸出物品

机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターとする。それ以外の物品については、参加事業者の負担において用意すること。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、社名や製品名等、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

(6) その他

提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。

ただし、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるこ

とを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

1.4 評価結果の通知について

評価結果は評価結果通知書により、プロポーザル参加者全員に通知する。

1.5 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。

公表する項目は、評価項目・点数配分・参加事業者名・採点結果とする。

ただし、受託候補者及び次順位者以外の参加事業者と採点結果は対応させない。(参加者が2者の場合にあっては受託候補者と採点結果のみ、参加者が3者の場合にあっては、受託候補者・次順位者と採点結果のみ公表し、参加者名は公表しない。)

1.6 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- (4) 申し込みから契約締結までの間に参加資格要件を満たさなくなった場合
- (5) 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (7) その他評価委員会又は市が不適格と認めた場合

1.7 プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、令和8年2月10日午後3時までに、辞退届（第4号様式）を提出すること。

1.8 その他留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルに係る費用については、すべて事業者負担とする。

(2) 受託候補者との随意契約

受託候補者の特定後、市との協議により仕様書の追加削除を行い、確定した仕様書により受託候補者と随意契約の見積合わせを行う。また、提案内容がすべて仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

(3) 契約の成立時期

随意契約による見積合わせ後の市の契約書の取り交わしをもって、契約は成立する。

(4) 参加者が1者の場合の扱い

参加者が1者であっても評価は行う。ただし、受託候補者として適切でないと認められ

る場合には、受託候補者と特定しないことがある。

(5) 提出資料の情報公開

提出された提案書等書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

19 事務局

船橋市役所 地域保健課

担当者 本嶋、重松

電話番号 047-409-3274

FAX 番号 047-409-2914

Mail chiikhoken@city.funabashi.lg.jp

附 則

(施行日)

この要領は、令和7年12月24日から施行する。

(失効日)

この要領は、契約日をもって、その効力を失う。